

第4次高山市環境基本計画の策定について

1. 計画の位置づけ

高山市環境基本条例第7条に基づき、環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、高山市環境基本計画を策定する。

2. 現計画

(1) 基本理念（環境基本計画条例第3条）

1. 豊かで快適な環境の保全及び創造は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることを考慮して、現在及び将来の世代の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これが将来にわたって継承されるよう積極的に推進する。
2. 豊かで快適な環境の保全及び創造は、すべての者が環境への負荷をできる限り低減する行動を行うことにより、積極的に推進する。
3. 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることを考慮して、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進する。

(2) 将来像

守りはぐくむ 豊かな自然とやさしい心 ^{いのち} 生命かがやく飛騨高山

(3) 計画の視点

- 「共生」・・・自然と共生できる地域づくり
- 「循環」・・・環境負荷の少ない循環型地域づくり
- 「参加」・・・環境保全に協働する地域づくり

3. 環境を取り巻く主な状況

(1) 国際社会

- ・国連生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）（令和4年12月）
2030年までに陸と海の30%以上を保全する目標「30by30」が定められた。
- ・G7広島首脳コミュニケ（令和5年5月）
地球は気候変動、生物多様性の損失及び汚染という3つの世界的危機に直面しており、ネット・ゼロ（脱炭素）、循環型、気候変動に強靱、汚染がない、ネイチャーポジティブな経済へ転換することが必要と述べられた。

(2) 国

- ・第六次環境基本計画を策定（令和 6 年 5 月）
目 的：環境保全を通じた現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生向上、人類の福祉への貢献
ビジョン：環境共生型社会（環境の質を上げることによって成長・発展できる文明）
- ・生物多様性国家戦略 2023-2030 を策定（令和 5 年 3 月）
2030 年までに生物多様性の損失を止め、反転させる「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現を目指すことが掲げられた。

(3) 岐阜県

- ・第六次岐阜県環境基本計画を策定（令和 3 年 3 月）
基本理念：自然と人が共生する持続可能な「清流の国ぎふ」の実現
将 来 像：①地球温暖化の緩和と適応による気候変動の最小化
②3Rによる資源循環型社会の形成
③自然環境の保全と持続的な活用
④県民の安全・安心で健康的な生活環境の確保
⑤県民や事業者への環境にやさしいライフスタイルやビジネスマインドの定着

(4) 高山市

- ・脱炭素先行地域選定、ゼロカーボンシティ宣言（令和 5 年 11 月）
- ・松本高山 Big Bridge 構想の推進（令和 3 年 4 月～）
- ・エコツーリズムの推進（令和 6 年度全体構想認定予定）
- ・新ごみ処理施設の整備（～令和 8 年 2 月）
- ・木育の推進、ぎふ木遊館サテライト施設の整備（令和 6 年 11 月オープン予定）
- ・森林環境譲与税の活用（平成 31 年～、R6 より満額交付）

4. 策定の方向性

国内外の環境を取り巻く状況を踏まえ、新たな環境問題に対応するとともに、国・県の計画を勘案し、計画策定を進める。

近年、深刻な環境危機に直面していることを踏まえ、気候変動、生物多様性の損失及び汚染という 3 つの世界的危機を重視しつつ、市が進める自然エネルギーによる脱炭素社会に向けた取り組みのほか、国内トップクラスの環境性能を有する新ごみ処理施設の整備、森林環境譲与税の活用などによる 100 年先を見据えた森林づくりや、松本高山 Big Bridge 構想などによる自然資源の保護と利用の両立などに取り組む。また、木育をはじめとする環境教育の推進により、森林など自然環境に関する意識の高揚を図る。